

全都清第 178 号
令和 2 年 2 月 18 日

旅行会社 各位

公益社団法人 全国都市清掃会議
専務理事 大熊 洋二
(公印省略)

**令和 2 年度「第 39 回海外廃棄物処理事情調査団」に係る
提案及び入札について（お 知 ら せ）**

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当会議では、廃棄物処理の第一線で、諸問題の解決や新たな処理技術への対応等に取り組んでおられる自治体、関係機関及び企業に対しまして、今後の事業の円滑・効率的な執行に資する情報の収集、提供などを目的として、海外廃棄物処理事情調査団の派遣を毎年行っております。

また、今日の環境問題は、国民の日常生活や通常の事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因となっており、その解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会の在り方そのものを持続可能なものへと変革していかなければなりません。

こうした変革を具体化するため、環境省は、下記の 3 項目を基本政策においています。

- (1) 廃棄物対策、公害規制、自然環境保全、野生動植物保護などを自ら一元的に実施するとともに、
- (2) 地球温暖化、オゾン層保護、リサイクル、化学物質、海洋汚染防止、森林・緑地・河川・湖沼の保全、環境影響評価、放射性物質の監視測定などの対策を他の府省と共同して行い、
- (3) 環境基本計画などを通じ政府全体の環境政策を積極的にリードしています。

さらに、「東日本大震災」・「熊本地震」・「北海道胆振東部地震」及び大規模豪雨災害等の教訓を生かした災害廃棄物対策、水俣条約に対応した水銀使用廃製品の適正処理、

海洋プラスチックごみ問題への取組み、さらなる循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の見直しなど、廃棄物行政を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

このような中で、今回実施する**令和 2 年度「第 39 回海外廃棄物処理事情調査団」**は、「廃棄物問題」及び「環境問題」等に先進的に取り組んでいるヨーロッパ地域の廃棄物処理施設及び関係機関を視察し、海外の廃棄物処理事業の調査を行い、併せて国際交流を深めることにより、今後、各市区町村や関係者等の廃棄物行政の進展や新たな処理技術への対応に寄与することを目的とするものです。

敬具

問合せ先：(公社) 全国都市清掃会議 調査普及部 三宅・築山

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-3-11 IPB お茶の水ビル 7F

Tel : 03-5804-6281 、 Fax : 03-3812-4731

E-mail : pub@jwma-tokyo.or.jp